

成績評価に関する問い合わせ及び申立てについて

1. 成績評価に関する問い合わせについて

成績評価に関する問い合わせは、まず教務担当を通じ授業担当教員に行います。他学部科目等についても、法学部教務担当で受け付けます。

◆問い合わせ可能日時：8月26日（火）8：30～8月27日（水）15：00

◆問い合わせ方法：

「成績評価に関する問い合わせフォーム（Google フォーム）」に必要事項を入力し、送信すること。

【問い合わせフォーム URL】

<https://forms.gle/jxQuxWRWRYxvmqaa6>

◆留意事項

- ・問い合わせの内容については、具体的事実をもって論証できる場合に限ります。単に成績の認定について再考を依頼するもの等は、受け付けません。
- ・その他の方法（電話、研究室に行く等）は、原則として認めません。ただし、授業担当教員が授業中に問い合わせ方法について別に言及している場合は、この限りではありません。

～認められない例～

- × 「DをCにしてほしい」等の懇願
- × 「追加レポート等を課して、その結果をもって成績を上げてほしい」等の懇願
- × 「自分はすべての授業に出席しているのに、なぜDなのか」
→シラバスや授業中の指示で、出席率で成績評価する旨明記・明言したことを論証できない限り認められない
- × 「授業中に積極的に発言したのに、なぜA+でないのか」
→シラバスや授業の中で、授業中の貢献度で成績評価する旨明記・明言したことを論証できない限り認められない

2. 成績評価に関する申立てについて

1. の問い合わせで教員からの回答確認後も、成績評価に疑義のある学生は成績評価に対する申立てを行うことができます。申立ては、シラバスに記載してある成績評価方法や授業中に指示のあった成績評価方法について、学生自身が具体的事実をもって、論証できる場合に限ります。

◆申立て可能日時：8月26日（火）～8月27日（水）17：00

◆申立て方法：

- ①別添の「学部専門科目の成績評価に対する申立書」に必要事項を記入し、法学部教務担当（kyomu@juris.hokudai.ac.jp）へメールで提出すること。
- ②申立ての結果については、後日、申立てのあった本人に対し、文書で回答します。

※上記期間を過ぎてからの問い合わせ及び申立ては一切受け付けませんので十分注意願います。

令和7年7月 法学部教務担当